

經濟論叢

第 133 卷 第 4・5 号

經營戰略論に関する若干の考察 (2).....	降 旗 武 彦	1
ブラジルの外資政策と多国籍企業.....	安 藤 哲 生	26
最近のカメラ産業の動向.....	高 崎 仁 良	50
日本興業銀行と資本蓄積の現実過程.....	西 村 貢	73
韓国繊維産業の発展と国際的連関.....	板 木 雅 彦	96
インフレーションの概念規定について.....	金 谷 義 弘	119

經濟学会記事

昭和 59 年 4・5 月

京 都 大 學 經 濟 學 會

インフレーション^uの概念規定について

金 谷 義 弘

はじめに——インフレの概念規定と波及過程——

従来、マルクス経済学におけるインフレーション研究は、金本位制下でも生じうる好況期の物価騰貴や、独占資本による価格吊り上げと区別される独自の物価騰貴としてのインフレーションを解明することに主たる関心を向けてきた。その結果、インフレーションとは、商品価値の増大に基づくのではなく、紙幣価値の低下によって生じる商品の一方的名目的な価格上昇であるとされてきた。そして、この騰貴は、マルクスの「紙幣流通の独自の法則」¹⁾を基礎にして説明されるもので、国家は、この法則を外部から侵害して、新規に造出された紙幣を投入する。このもとで侵害された「独自の法則」は自己を貫徹するため、増大した紙幣総量が流通必要金量に圧縮される。その結果、個々の紙幣の代表金量が低下することから生じるものとされてきた。

だが、これまでの研究は、こうした価格の趨勢の一般的特徴づけに留まり、インフレーションに独自の「価値収奪」機能が、理論的に明確に規定されてこなかった。価値収奪は実証研究の中で事実として確認されるに留まるか、あるいは、対極に生起する一方的利得を無視して、労賃という特殊な所得形態における一方的損失として一面的に把握されるに留まってきた。したがって、本稿では、インフレ理論において価値収奪の機能は、そもそもいかなる位置を占めるかという問題を明らかにすることを第一の課題とする。

ところが、理論的にインフレーションにおける価値収奪機能を問題にすることとは、ただちに、第二の問題「インフレーションの波及過程」の問題に

1) K. Marx, *Das Kapital*, *M.-E. Werke*, Bd. 23, S. 141-2. 邦訳「全集」第23巻, 166-7ページ。

遭遇することを意味する。というのは、次の理由による。流通に新規に造出された紙幣が過剰投入されて後、この紙幣が流通への浸透を完了してしまえば、紙幣減価は収束し、紙幣は新たな紙幣価値を確定する。この新たな紙幣価値、したがって新たな物価水準は、これ以上の紙幣の過剰投入がなければ維持される。この時造出紙幣は、既に流通手段として媒介機能を果たす紙幣に転化しているのである。それで、インフレーションに独自の価値収奪の機能を問題にするなら、紙幣減価の収束時点ではなく、新規に造出された紙幣が、特定の部分的市場に投げられて、流通全体に浸透し、流通必要量を代位する紙幣に転化するまでの一連の過程、すなわち「インフレーションの波及過程」を、騰貴の波及過程としてのみならず、価値収奪の力能の展開過程としても分析することが不可欠となる。

したがって、インフレーションの理論的研究において、(1)価値収奪の機能を法則的に解明し、(2)これの「波及過程」における展開を解明することが課題となる。

だが、「波及過程」を解明するためには、まず「インフレーションの概念規定」を行なわねばならない。「波及過程」はこれに基づいて研究せねばならないのである。というのは以下の理由による。そもそも紙幣減価が生ずるためには、つまり、増大した紙幣総量で流通必要量を代位するためには、紙幣の購買力の相互否定・相互圧縮が全面的、かつ緊密に生じなければならない。だからこそ、個々の紙幣が減価し、その国の物価水準は名目的に書き換えられるのである。ところが、「波及過程」の冒頭における新規に造出された紙幣の投入とそこに生じる紙幣の過剰流通は、この条件を満たさない。というのは、他の紙幣と同じく、造出紙幣も特定の使用価値の入手という目的に制約され、特定の部分的市場に投入されるからであり、それゆえ、その部分市場に立ち現われる既存流通紙幣の不可除部分としか競合・相互圧縮の関係に入らないからである。全面的で緊密な紙幣総量の相互圧縮は、過程の最後に現出するのである。

それゆえ波及過程を貫く紙幣減価と価値収奪の法則は、まず以下の抽象で

「インフレーションの概念規定」として把握されねばならない。すなわち、一方の極に使用価値上の具体的な区別を捨象した抽象的な商品総量が立ち、これに照応して、他方の極に、特定の使用価値に制約されず、ただ商品一般を追い求め、自らを実現しようとする抽象的な購買力をなす紙幣総量が立つのである。こうした前提が与えられたがゆえ、社会のすべての構成員による一挙的購買によって、増大した紙幣総量が流通必要量に代位・圧縮されるのである。このもとで紙幣減価法則それ自体と、価値収奪の基本的関係が明らかにされるのである。その上で、新規に造出された紙幣が、まず特定の部分市場に投入され、それが再生産上の連関を通じて流通全体に浸透する過程、すなわち、「波及過程」のもとで、上記諸法則がいかに展開するかが解明され得るのである。

このように、本稿「インフレーションの概念規定」は、続いて発表される論文「インフレーションの波及過程」の解明のための、上向法に基づく基礎理論をなすのである。そして、本稿と「波及過程」の二論文は、価値法則の領域におけるインフレーションの基本法則を解明する。価格運動の趨勢のみを問題にするのではなく、波及過程における価値収奪機能の展開の一般法則を把握することによって、個別資本の直接の限界をなす過剰商品資本の買い取りと、その負担の非独占資本・労働者階級への転嫁の機構や、個別資本に収奪の力能を与えて、その個別資本を中心に、他の個別資本を従属的に再編し、もってその国の産業構造を転換するなど、現代資本主義における「インフレ的蓄積」の基本条件が解明できるようになるのである。この基本条件を明らかにせねば、マルクス経済学のインフレ論は、近代経済学のそれと大差なきものになるであろう。

そこで、本稿では、総資本家の一般意志を代表するものとして国家をつかみ、このもとで、インフレの概念規定を行なう。

I 紙幣減価法則

ここでは、インフレーションの概念規定の一般的前提である紙幣減価の基本法則を明らかにする。それは、インフレーションが何よりもまず、商品価値の

変化に基づかない騰貴、貨幣側の要因たる紙幣の代表金量の低下に基づく名目的物価騰貴だからである。

(a)紙幣流通の独自の法則の一般的諸前提

本稿では、流通手段としての貨幣の次元において、それゆえ、支払手段としての貨幣および、これを基礎とするいわゆる「金融的流通」を捨象した次元で、インフレーションの概念規定を行なおうとするものである。したがって、本節では、インフレーションが、国家による土台への反作用の一形態である点を明らかにするためにも、また「貨幣数量説」との区別を明らかにするためにも、「価値章標」に至る基本的論点をマルクスに即して概括しておくことが必要である。

マルクスは『資本論』第一部第一篇の第一章・第二章で貨幣の生成の必然性を論じ、第三章で「貨幣または商品流通」を論じている。この第三章では、冒頭第一節で「価値の尺度」が論じられ、続く第二節で「流通手段」が叙述されている。この第一・二節の構成は次のような意味を持つ。すなわち、諸商品は、貨幣の「価値尺度」機能に基づき観念的に一定の金量に転化される。そして、貨幣の流通は、この観念的金量を現実の貨幣商品金に置きかえるのである。したがって、貨幣が商品に対して外から価格形態を押しつけるのではない。反対に、その商品の内在的な価値の実現者として貨幣は現われるのである。この点で、マルクスの貨幣論は「貨幣数量説」と区別される。

また、さらに進んで第二節「流通手段」内部の構成は、まず「商品の変態」が述べられ、これに「貨幣の流通」が続く。この序列は、貨幣が能動的に商品を通させているように見える外観に対する批判であり、現実には再生産過程の態様に規定された社会的物質代謝としての商品交換がまず存在し、これに規定されて貨幣は流通し、媒介的機能を果たすことを意味しているのである。

これらの分析をもとにして、次に問われるのは、流通手段の規定を持つ貨幣が、一定期間においてどれだけ流通に必要なものかという問題である。マルクスに従えば、これは「流通必要金量」の問題として次のように定式化される。

$$\text{流通必要金量} = \frac{\text{諸商品の価格総額}^{2)} }{\text{同名の貨幣の流通回数}}$$

すなわち、流通手段の量は、実現されるべき価格総額と貨幣の平均的流通速度とによって与えられるのである。そして、先に述べたように貨幣は商品に対して外的に価格形態を押しつけるのではなく、その内在的価値を実現するものとして現われるのであるから、この等式も単に量的同一性を語るのみならず、右辺が左辺を規定する関係にあるのであり、その逆ではないことが分る。

最後に、こうしたW—G—Wの媒介的契機を果たす貨幣は、交換価値の独立的表示としては瞬間的定在しか有さないのである。それゆえ、貨幣は象徴的な存在で十分なのであり、国家の強制通用力の与えられた「価値章標」(Wertzeichen)³⁾によって代理されうるのである。

(b) 紙幣流通の独自の法則

次に問題となるのは、国家によって強制通用力を与えられた紙幣が、流通手段として金に代わって流通する量的制限についてである。この問題がマルクスをして「紙幣流通の独自の法則」と呼ばしめたものである。マルクスは言う。

「紙幣流通の独自の法則は、ただ金に対する紙幣の代表関係から生じうるだけである。そして、この法則は、簡単に言えば、次のようなことである。すなわち、紙幣の発行は、紙幣によって象徴的に表わされる金(または銀)が現実に流通しなければならないであろう量に制限されるべきである、というのである。」⁴⁾

紙幣の券面に表示された象徴的金量の総量が、流通必要金量に一致するように、発行量が制限された場合には、金に代わって紙幣が額面どおり十全に流通するのである。

だが他方、無価値の紙幣が価値章標であるのは、それが流通過程の内部にあ

2) *Ebenda*, S. 133. 邦訳, 前掲書, 157ページ。

3) この価値章標を本稿では「紙幣」と呼んでいる。これは純粹に用語上の統一の要請からくるものである。

4) K. Marx, *a. a. O.*, S. 141. 邦訳, 前掲書, 166-7ページ。

って金を代理する限りにおいてである。したがって、流通必要量を与えられたものとするれば、紙幣の価値は、この流通必要量を代理する紙幣自体の名目総額に依存することになる⁵⁾。したがって、流通必要量を与えられたものとして、以前より多くの紙幣がこれを代位するとすれば、同じ額面の紙幣が代表する量は低下する。

(c)紙幣減価法則

ここでは、(b)に見た「紙幣流通の独自の法則」が国家によって外部から侵害され、紙幣総量の券面において象徴的に示される量が、流通必要量を上回った場合を考察する⁶⁾。

まず国家によって新規に造出される紙幣、したがって流通に投ぜられると紙幣の過剰流通を起こす原因となる紙幣の性格を分析しよう。

この新規に造出された紙幣は、二つの側面を持っている。すなわち、(1)再生産過程の媒介に必要な紙幣ではなく、それゆえ流通必要量を代位しないという意味で「無価値の紙幣」たる側面。(2)この(1)に示された経済の本質における区別にかかわらず、国家によって与えられる法貨規定から生じる既存流通紙幣と無差別同一の購買力を主張し得るとする側面⁷⁾。この二つの側面は、それ

5) K. Marx, Zur Kritik der politischen Ökonomie, *M.-E. Werke*, Bd. 23, S. 97-8. 邦訳「全集」第13巻, 98-9ページ。不換制が確立してしまえば、紙幣減価は恒常的な事態となる。不換制では、紙幣の価値を法律が規定することはないか、あるいは残存しても死文化する。それで、紙幣の額面が表示する観念的の量、ないしは紙幣の価値は、「紙幣減価法則」という経済法則によって盲目的に決定されることになる。したがって、不換制が確立しているもとは、インフレ騰貴が発生する出発点にある紙幣の価値も、騰貴が収束した段階の紙幣の価値も、法律や貨幣制度による支持はないのである。紙幣の価値はイデオロギー的には、法律が支持しない「経済的イデオロギー」として、すなわち、国民の通貨に対する「信認」の問題としてのみ存在することになるのである。

6) ここには、新規に造出された紙幣がいかなる商品に買い向かうのか、という問題が存在する。例えば、市場に過剰商品資本が存在しており、これがその国の資本主義的生産様式の怪胎となっている場合もある。この前提は、インフレーションの資本主義的な形態での発動の最も一般的な形態であるが、ここでは、増大した紙幣総量が流通必要量に代位・圧縮されるという紙幣減価の基本的過程を考察しているのだから、造出紙幣が過剰商品資本へ買い向かう場合は、別稿にて独自に考察する。

7) 造出紙幣は、新規に造出され、まだ流通に投ぜられていない段階では、既存流通紙幣と無差別同一の性格を持つと言っても、それは法律によって与えられた性格でしかない。造出紙幣は、経済的には「無価値の紙幣」であり、既存流通紙幣は流通必要量を代位する価値基準なのである。

ぞれ新規に造出された紙幣の経済的本質と法律に支えられた通用力という関係にある。

そこで次に問われるべきは、こうした二重性格を有した造出紙幣がいかにして流通必要量を代位する紙幣に転化するのか、そしてまた、その購買力の発動を通じて、法律によって与えられた無差別同一性に一致した経済的本質をいかに獲得するのか、という問題である。

不換制の確立は、経済過程の変革と同時に法貨規定の与えられた紙幣を金に代えて、貨幣として使用するイデオロギー的社会的関係の確立でもある。それで、不換制が一度確立すると、日常の経済生活から貨幣としての金はその姿を消してゆく。同時に、商品世界の構成員にとっては、自己の所有する紙幣が「金章標」であるか否かという経済的形態の上での区別は意識されなくなり、あらゆる出自の紙幣が一樣に「お金」として意識される⁸⁾。

したがって金章標の規定性の有無にかかわりなく、さしあたりは法貨規定を根拠にして紙幣の購買力が発動される。

ここでは、社会的再生産を構成するすべての商品が一方の極に存し、他方の極に既存の流通紙幣と新規に造出された紙幣の総量が存し、商品・紙幣が一堂に会して一挙に交換が行なわれると前提しよう。そこで、対面する商品群に対してすべての購買力が発動される⁹⁾。購買力と購買力がぶつかり合う。購買者

ゝる。また仮に、造出紙幣が流通に投ぜられたとしても、後に述べるように、既存流通紙幣総体との全面的な競合・相互圧縮が生じなければ、紙幣減価は完了・成立したとは言えない。ところが、法貨規定という法律上の無差別同一の性格を、直接に経済的本質と同一視し、造出紙幣の投入時点で、社会のあらゆる紙幣は減価してしまうとする見解が存在する。例えば、飯田氏は次のように言われている。「潜在的・抽象的にはすでに紙幣増発の瞬間にとことんまでひろがってしまっているインフレーション」（飯田繁「現代銀行券の基礎理論」千倉書房、昭和37年、307ページ）。また岡橋氏も同様である。「紙幣の事実上の切り下げの『即時的瞬間的』変更」（岡橋保、国家独占資本主義下の価物騰貴の構造的特殊性について（二）、「国学院経済学」第21巻第3号、昭和48年7月、38ページ）。

8) 近代経済学におけるインフレの一つの説明原理、ダイヤモンド・ブル論は、こうした日常意識をそのまま記述したものに他ならない。この見解は、法貨規定という法律上の、あるいは国家の契機に迷わされ、そこに貫く経済の本質を把握しえなかった見解である。それゆえ、後に述べる価値収奪やこれに基づく蓄積様式は解明し得なくなるのである。

9) 購入すべき商品の騰貴が激しい場合、購買を控える購買者も出現し得る。言わば「脱落的購買

はより騰貴の低い部面へと赴く。それゆえ騰貴はこの競争を通じて平準化される一般的傾向を獲得する。かくして、この購買においては商品量そのものは変化しないが、増大した紙幣がこれに買い向かい、各人の所有額に応じてこれを分配するのである。例えば、その社会の商品総額を2,000とし¹⁰⁾、紙幣の流通速度を1と仮定する。すると流通必要金量は2,000で、一方の極にある商品群はそのもので流通必要金量を体现することになる。ここへ加えて過剰な紙幣1,000がさらに投入されると仮定しよう。必要量は2,000となり、流通量は3,000となる。購買力の脱落がない限り、紙幣総量で流通必要金量が代位されるべく、紙幣は相互に切り下げ合い、否定し合うのである。その結果、あらゆる商品は1.5倍に騰貴し、紙幣価値は $\frac{2}{3}$ 倍に減価するのである。ここにおいて、各紙幣片は、その法貨規定における無差別同一の性格に一致した経済的定在を獲得する。

先の(b)節末尾において既に紙幣減価の可能性は指摘されていた。しかし、それは同じ流通必要金量をより多くの紙幣量が代位しているという事態を前提した上での紙幣減価の可能性の指摘に留まった。より増大した紙幣総量が流通必要金量を代位するようになるためには、増大した紙幣総量のすべての購買力が、その所有者たる各購買者自身の責任において発動されねばならない。それは決して法的規制などによるものではない。事柄はしたがって、競争・需給関係という実践的過程での軋轢なしには実現され得ないものなのである。したがって、

「買力」である。しかし、インフレは一方的騰貴であるため、商品世界の構成員は絶えず騰貴の波をかくぐり、これに対応してゆくように競争によって強制される。したがって、ここではこの点にこれ以上立ち入る必要はない。

- 10) ここでは単純再生産が前提される。これは、インフレーションの規定を純粋に取り出すためである。拡大再生産に伴う通貨供給の問題の基礎には、いわゆる「貨幣の前貸と資本の前貸」の問題がある。以下の論文は、この問題を論じている代表的なものである。三宅義夫「貨幣信用論研究」改訂版、未来社、昭和45年、355ページ。久留間健、流通手段の前貸と資本の前貸(一)・(二)・(三)、「立教経済学研究」第20巻第2・3号、昭和41年7・12月および第20巻第4号、昭和42年1月。前畑雪彦、流通手段の前貸と資本の前貸、「立教経済学研究」第34巻第3号、昭和55年12月、および第34巻第4号、昭和56年3月。この「前貸」をめぐる問題とインフレーションとの接点をなす論点は、資本の前貸と過剰な紙幣の投入を基本的に別の規定ととらえた上で、両者がいかに関係するかを問うことである。

需給関係を通じて発現するという限りでは、紙幣減価も好況期の物価騰貴も同じである。戦後の概念規定をめぐる論争におけるいわゆる「度量標準の切り下げ」説は、ここで言う紙幣減価と平価切り下げが、ともに名目的騰貴につながるという形式的同一性にとらわれ、前者は競争を通じた経済法則によって発現する騰貴であるのに対し、後者は法定的金量の変更によるものだという決定的区別を看過し、別の経済的形態規定を、同じ「インフレーション」のカテゴリーに包括した。この点は価値収奪や波及過程の分析への道を閉ざすことにもなるのである¹¹⁾。

さて、このように「紙幣流通の独自の法則」は、国家の過剰な紙幣投入によって一度侵害された。しかし、そのもとでこの法則は自己を貫徹し、増大した紙幣総量を流通必要金量に代位・圧縮したのだった。こうした侵害の契機を含んで自己を貫徹する「独自の一法則」のことを、私は「紙幣減価法則」と呼ぶことにする。

「紙幣減価法則」は決してそれ自体「インフレーションの概念規定」たりえない。それは概念規定のための一般的前提なのである。

II インフレーションの概念規定

本章では、先に見た「紙幣減価法則」を前提にして、インフレーションの概念規定を行なう。インフレーションは、紙幣減価法則に「価値収奪」の発現条件を与えることによって規定される。

(a) 価値収奪とその発現条件

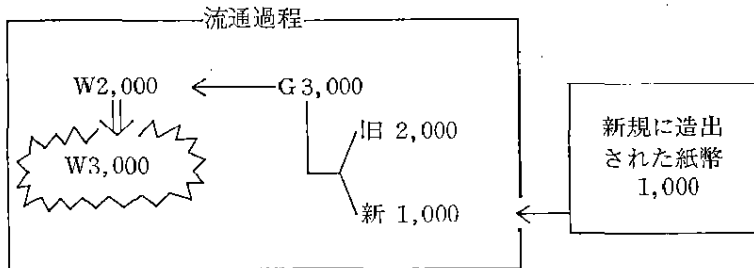
すでに見たように、紙幣減価法則そのものが示しているのは、増大した紙幣総量が流通必要金量を全体で代位する、したがって個々の紙幣は減価する、と

11) 戦後のインフレーションの概念規定をめぐる論争とその評価については次の論文が最もすぐれている。久留間健、独自の物価騰貴としてのインフレーションの概念規定の確立のための一試論、大内・久留間・有沢・鈴木編「金融論研究——渡辺佐平遷居記念論文集——」、法政大学出版局、昭和39年、77ページ（以下、タイトルを「独自な」と略す）。氏は、三宅義夫氏を中心とする「事実上の度量標準の変更」説を発展的に継承することに成功した。三宅氏の見解については、前掲書「貨幣信用論研究」を参照せよ。

ということだけである。だが研究は、こうした騰貴の名目的性格を確認することに留まりえない。価格表現における名目上の呼称の変更だけならば、インフレーションは固有の社会的効果を有さぬことになるからである。紙幣減価法則を基礎にして発現する価値収奪こそが、この固有の効果の内実である。それゆえ、ここでは価値収奪が発現する条件を解明せねばならない。

ここでも1章と同一の前提を踏襲して分析を進めることにしよう。すなわち、実現さるべき商品価格総額を2,000とし、紙幣の流通速度を1と前提する。したがって、流通必要金量がその商2,000となる。そして、この2,000を代位する紙幣総量が額面で2,000とする。この条件のもとで、さらに新規に造出された紙幣1,000が過剰投入されるとする。これを図示すれば第1図のようになる。

第1図



(注) 実現さるべき商品総額	2,000
流通速度	1
流通必要金量	2,000
流通紙幣総額	3,000
騰貴率	$\frac{1}{2}$
紙幣減価率	$\frac{1}{3}$

この場合、「価値収奪」が発現するか否かは、過剰な紙幣1,000が誰に入手され、手離されるかに懸っている。新規に造出された紙幣1,000が一定の購買者に入手され、法貨規定に基づいてその購買力が発動される形態は、大まかに言って二形態ある。第一の形態は、新規造出された紙幣が、市場に立ち現われる購買者に対し、各人の所有する紙幣額に比例して分配される場合である。これに対し、第二の形態は、第一の形態のような平等性が失なわれ、造出紙幣が

特定の主体に排他的に、つまり、偏在して与えられる形態である。

まず、第一の形態では、新規造出の紙幣購買力発動の結果生ずる紙幣の過剰流通によっては「価値収奪」は生じないのである。なぜならば、この場合、市場におけるすべての購買者が以前に比して1.5倍の紙幣で商品に買い向かうのであり、したがって、このことは各々の購買者の手中にもともとあった紙幣の額面を1.5倍に書き改めてゆくに等しい行為だからである。それゆえ、この形態では紙幣減価の発現は、現存する階級関係・所有関係を何ら変形させないのである。

これに対して、第二の形態では価値収奪が発現する。ここでは、価値収奪の発現を純粹に取り出すために、造出された過剰な紙幣が排他的にただ一人の購買者に入手されると前提しよう。そしてまた、この購買者は既存の流通紙幣を一片も有していない新参の購買者としよう。そして、この新参の購買者も、他の購買者と同じく、平均的に減価する紙幣を持つとする¹²⁾。新参の購買者を加えての紙幣・商品が一堂に会した購買において、紙幣の額面総額3,000は流通必要金量2,000に圧縮される。したがって、既存流通紙幣2,000は今回の購買で、額面総額2,000と減価率%との積 $1,333\frac{1}{3}$ の価値を有する商品と交換されることになる。既存紙幣による購買者は666%の一方的損失を受けたのである。これに対し、造出された過剰紙幣1,000は、減価率との積 $666\frac{2}{3}$ の価値ある商品を購入するのである。これまで紙幣を有していなかったこの主体に、紙幣造出という不生産的な行為は、666%の購買力をひねり出したのである。この紙幣造出は、正常な手形割引による紙幣発行ではない。商品流通の増大に規定されるのでなく、国家が外的に過剰投入する「無価値の紙幣」の造出なのである。それで、この紙幣と商品の交換は、法貨規定に支えられて見える外観とは別に、その経済的本質としては「無価値の紙幣による流通過程からの価値の一方的取

12) 現実には、造出過剰紙幣による購買者が騰貴に先懸けて購買を完了することもある。ここでは、増大した紙幣総量で流通必要金量を代位するという一般の帰結を見るために、造出紙幣も平均的に減価すると仮定されている。

り上げ」¹³⁾に他ならないのである。ここに成立する収奪関係は、造出紙幣による購買者と商品販売者との関係ではない。基本的な収奪関係は、新規造出紙幣による購買者と既存流通紙幣による購買者との間の、したがって購買者相互間の収奪関係として成立するのである¹⁴⁾。

以上に見たように、紙幣減価法則の発現形態には二形態ある。それは新規に造出された紙幣を供与する形態が大まかに二形態あることに起因した。そして、紙幣減価法則それ自体にとっては、いずれの現象形態をとるかには無関心である¹⁵⁾。

だが同時に次のことが明らかである。第一の発現形態は、既存の階級関係・所有関係の変形を一切起こさないのに対して、第二の発現形態は、再生産過程を構成する個別資本の自立的契機に対し、明瞭な差別的介入を行なう能動的形態たる点である。したがって、現在問題にしているよりはるかに具体的な諸関係、すなわち突破さるべき限界を有した資本主義的生産関係から見て、インフレーションを問題にする場合には、やはり第二の発現形態が問題となるのである。

新規に造出された紙幣が、特定の主体に排他的に与えられると、購買者相互間で収奪関係が成立する。新規造出紙幣の排他的供与という条件が与えられることによって、紙幣減価法則は、「価値収奪を媒介する法則」——もちろん、ここでは資本・賃労働関係を考察に入れていないからまだ抽象的でしかない——へと転化するのである。

(b) 価値収奪の量的規定性

13) 久留間健、前出「独白な」、102ページ。価値収奪の機能を、インフレーションの概念規定の問題とかかわらせて明確に規定せんとしたのは久留間氏の功績である。飯田氏もまた次のように述べている。「国家は、相対的に無価値な一定額面の紙片を流通のなかに投入して、一定量の価値・商品を流通のなかからとりあげる」(飯田繁「インフレーションの理論」、日本評論社、昭和43年、46ページ)。

14) インフレの収奪において、収奪される者は、既存の流通紙幣による購買者であって、対極に立つ商品所有者ではない。なぜなら、対極に立つ商品は、一樣に今までより騰貴した価格で自らの商品を手離しているからである。この点は「インフレーションの波及過程」を分析する場合の基本的見地でもある。

15) 換言すれば、「紙幣減価法則」は価値収奪に対して抽象的普遍である。

価値収奪は「紙幣減価法則」の貫徹を条件として、したがって国家の介入によって増大させられた紙幣総量が流通必要金量に代位・圧縮されることを条件として発現する。それゆえ、価値収奪の量的規定性の問題は、流通必要金量の絶対量に、さらには、これを規定する「実現されるべき商品総額」によって規定される。そして第二に、新規に造出された紙幣量の、紙幣総量に占める割合によって制約されているのである。前者は、収奪の前提にある生産物価値の絶対的限界をなす。これに対し、後者はインフレーションの原因たる造出紙幣量と個々の新規造出紙幣片による収奪価値量との相関関係を規定する。

この相関関係がいかなるものか、先に掲げた前提に基づいて研究してみよう。前提では、流通必要金量とこれを代位する既存流通紙幣総量の額面がともに2,000であり、ここへさらに1,000の造出紙幣が過剰に投入されるとしていた。すると先に見たように、既存流通紙幣による購買者の手から、新規造出紙幣による購買者の手へ666%の価値ある商品が対価なしに一方的に移転されたのである。ところが、もし過剰に投入される紙幣が2,000ならどうであろうか。騰貴率は2倍、減価率は $\frac{1}{2}$ 倍。それゆえ、造出紙幣も既存の紙幣も、それぞれ1,000ずつの価値の商品を買いとることになる。したがって、今度の購買では、収奪される価値は1,000となる。先程の例では666%であった。ここから次のことが分かる。(1)新規造出紙幣の量が、紙幣総量に対して占める割合が増大すると、収奪価値の絶対量が増大するが、(2)この割合の増大にしたがって、造出紙幣額の一定量当りの収奪価値量は低下する。つまり圧縮率が上がれば、収奪率は低下するのである。これが価値収奪の量的規定性である。

(c)インフレーションの概念規定

既に見たように、紙幣減価法則は新規に造出された紙幣の排他的供与という条件によって「価値収奪を媒介する法則」へ転化した。この限りでは、紙幣減価法則が前提であり、これに排他的供与の条件があって価値収奪の関係が成立するのである。

だが反対に、価値収奪の機能が発揮し得るがゆえに、紙幣減価法則の貫徹す

の意味があるのであり、国家が「紙幣流通の独自の法則」を侵害して経済過程に介入する意味があるのである。この限りにおいては、紙幣減価法則と価値収奪の機能の関係は転倒する。すなわち、価値収奪が過程の目的となり、これを実現する手段が紙幣減価法則となるのである。

ここにおいて、紙幣減価法則に基づく経済過程への国家の介入は、法的統制や直接的な権力的介入と並ぶ、国家介入の一形態となる。

国家の介入、それも国家それ自体を利するためにはなく、経済過程を担う特定の階級、すなわち資本家階級を支持するための介入は様々の形態がある。労資関係に対する統制、資本主義的發展にとって桎梏となる労働者階級の諸権利の剥奪、労働・交易・資源・産業への統制などの方法がある。しかし、こうした方法は、資本と賃労働の階級対立を内に含み、これを包括する抽象的な私的所有の原理と、これをイデオロギー的に支えるブルジョアの意識諸形態に矛盾する方法である。したがって、こうした方法は、土台のみならず、法律を中心としてイデオロギー的上部構造においても高度に発展した資本主義国では、十全になじむ国家介入の形態にはなりにくい。これに対して、過程の出発点にある階級性を持った法則の侵害を財政・金融の制度的政策的諸条件によって粉飾すれば、紙幣減価法則という経済法則に則る国家介入の形態は、個別資本の相対的自立性を否定せず、これを媒介するブルジョアの意識諸形態とも矛盾しないという特徴を有することになる。したがって、これは発達した資本主義により適合的な介入形態である¹⁶⁾。しかし、これらの点は具体的な現代資本主義におけるインフレ政策の分析を通じて明らかにされねばならない。ここでは、インフレによる介入の一般的性格を指摘すれば十分である。

それゆえ、インフレーションとは、新規に造出された紙幣の排他的配分に基づく購買力の発動、そこに生ずる紙幣の過剰流通と紙幣減価法則の貫徹を条件

16) それゆえ、財政危機により、いわゆる「ケインズ政策」が破綻すると、発達した資本主義国において階級闘争を媒介にして獲得されてきた福祉・教育・労働運動等の民主的制度とこれを支えるイデオロギーに対して全面的な攻撃が行なわれ、直接の権力的介入の案地固めが一方で模索される。

として、流通を通じた価値収奪を達成する独自の物価騰貴である¹⁷⁾。

したがって、紙幣減価法則の第一の発現形態、すなわち新規に造出された紙幣の比例配分による騰貴形態は、価値収奪を起こさず、それゆえ過程の目的を有さぬ無概念的な法則の発現形態でしかないのである¹⁸⁾。価値収奪を起さぬということは、この発現形態では既存の階級関係・所有関係を変形させないということである。だが、その基礎にはさらに次のような問題がある。第一の発現形態は、確かに紙幣減価法則の貫徹する形態であり、紙幣の過剰流通が生じる形態であるにもかかわらず、この紙幣流通は決して商品の変態に規定された貨幣の流通、したがって流通手段としての貨幣の規定（本稿Ⅰ章Ⅱ節）を超えることがないのである。というのは、この形態の騰貴は、結局のところ、もともと各購買者の手中にあった紙幣の額面を書き改めるに等しいものであり、商品流通に規定された貨幣流通であるからである。

これに対して、紙幣減価法則の第二の発現形態は、商品の変態に規定された貨幣の流通という規定を乗り越える。紙幣流通の独自の法則が侵害され、過剰な紙幣が排他的に特定の主体に与えられると、既存流通紙幣は、流通必要量のみより小さな可除部分へと圧縮され、残る部分を新規に造出された紙幣が代位する。これを商品流通の見地から言えば、造出紙幣が商品変態に規定されて流通するのではなく、逆に商品変態に規定し返し、既存の紙幣による購買者の手から、造出紙幣による購買者の手へと対価なしに商品を一方的に移転することを意味する。ここでは、紙幣が能動的に商品を動かしていることが事の本質な

17) 本稿とは違う仕方ではあるが、三宅氏も「紙幣減価」と「インフレーション」とが区別されるべきカテゴリーである事を指摘されている。これは、三宅氏がインフレーションは決して一方的な名目的騰貴という価格運動の独自な性格を指摘することだけで、正しく把握されたことにはならない、と考えておられることを示している。三宅義夫、前出「貨幣信用論研究」、80ページ。

18) 紙幣減価の第一の発現形態は、無概念的な形態ではある。だが、この形態は思考の創造物ではなく絶えず現実を規制するものである。例えば、階級闘争の高揚によって個別資本に対してのみならず、労働者階級に対しても、新規に造出された紙幣が供与されたとする。するとインフレ政策の効果は相殺され、消失する。むしろ、造出紙幣の排他的供与によって、支配的資本を軸にした資本主義的発展を達成し、そこへ失業労働力の吸収を実現することが問題なのである。また、第一の発現形態は、波及過程の分析でも独自の意義を有することになる。

のである。ここにおいても、やはり第二の発現形態こそが、紙幣減価法則の貫徹に独自の機能を与えるもの¹⁹⁾にすることが示されている。

こうした商品流通への紙幣の能動的な反作用の原因は、国家権力に基づく紙幣の造出である。それゆえ、インフレーションは、価値収奪の力能の発動をもって、再生産過程における資本蓄積の限界突破を目指す上部構造の土台への反作用の一形態なのである。

以上の分析を踏まえて、戦後の我国でのインフレーション研究に対する評価を与えることによって本稿の位置を示すことは不可欠であろう。ここでは、純粋に紙幅の制約から、以下三点の指摘に留める。

第一に、これまでの概念規定をめぐる論争は、インフレーションの騰貴が、好況期の物価騰貴や独占による価格吊り上げと区別される独自の経済的形態規定を有することを明らかにせんとした。この点は、近代経済学におけるディマンド・プル論や川合一郎氏に見る好況期の物価騰貴と不換制に独自のインフレーションとを混同してしまう見解¹⁹⁾に対する批判として、あるいは現代の物価騰貴をすべからず独占価格の形態規定に解消してしまう見解²⁰⁾に対する批判と

19) 川合一郎氏の見解は「原始的購買手段」説と呼ばれる。川合一郎「資本と信用」有斐閣、昭和29年。同「信用制度とインフレーション」有斐閣、昭和40年。同「インフレーションとは何か」岩波書店、昭和43年。なお、川合氏の「資本と信用」と「信用制度とインフレーション」とは「川合一郎著作集、全六巻」(有斐閣、昭和56-7年)の第二巻と第五巻に収録されている。氏の見解については、多くの批判論文があるが、ここでは最も優れたものとして一つだけ挙げておこう。高田太久吉、所謂「好況騰貴」とインフレーション——川合教授の見解によせて——、「大阪市大論集」第13巻、昭和47年。

20) 独占価格インフレーション論については、以下の文献が代表的である。高須賀義博「現代価格体系論序説」岩波書店、昭和46年。同「現代インフレーション論」新評論、昭和56年。阿部真也「流通行動と物価騰貴」ミネルヴァ、昭和49年。松石勝彦「独占資本主義の価格理論」新評論、昭和47年。上滝陸生、独占価格とインフレーション、「経済」第105号、昭和48年1月。この立場に立つ業績も、批判も数多く存在するが、ここでは一つだけ挙げる。戸田慎太郎「現代資本主義論」大月書店、昭和51年。現実の独占価格には、二つの側面がある。第一は、個別独占資本の価格設定能力による価格吊り上げの側面。第二は、不換制の需要造出によって変えられたものとしての独占価格の側面。独占価格インフレーション論は、現代物価現象を一方的に第一の形態規定に還元する。それゆえ不換制も吊り上げられた商品価格を媒介するための通貨供給システムにおとしめられ、その能動的性格を剝奪されてしまうのである。これに対し、いわゆる「貨幣論的アプローチ」の立場は、独占価格はそれ自体としてはインフレ価格ではないとして、これを流通必要量を規定する「実現さるべき商品総額」の中へ包括する。それは基本的に正しい見地、

して、適切なものであった。だが同時に、この見解が概念規定に際して、騰貴の一方的名目的性格を際立たせることだけにとらわれ、価値収奪の契機を概念規定から排除する結果になったことは見逃がせない。その結果、インフレーションの概念規定の問題を本稿I章で見た「紙幣減価法則」の問題に解消してしまったのである。それはまだ概念規定の一般的前提にすぎないのである。それゆえ、好況期の物価騰貴や独占価格とインフレーションを区別しえたにしても、それはインフレの一般的前提に基づく区別であったのであり、価格運動の独自性の指摘に留まったのである。

第二に、このことは、これまでの研究が適切にもインフレの騰貴を他の騰貴と区別し、その基礎に「紙幣減価法則」を指摘しえたにもかかわらず、このもとに成立する価値収奪と、価値収奪を基礎にするいわゆる「インフレ的蓄積様式」を解明し切れず、その騰貴の独自性の指摘も消極的なものに留まったことを示している。資本制生産においてインフレ政策が積極的に発動されるのは、その限界を突破する作用を持つ価値収奪の力能の発揮を目的としてのことである²¹⁾。したがって、インフンの物価騰貴が独自の形態規定を有することを示したとしても、それは、価値収奪に基づく独自の蓄積機構を解明してこそ生きてくるものなのである。マルクス経済学におけるインフレーション研究が、近代経済学の議論と同じく、価格の運動の一般的趨勢とその機構のみを問題にし、国家の契機を介した流通における収奪という階級関係の暴露を十全に成し遂げられなかったこと、ここに戦後の研究を振り返って見て、誰もが感じる「飽き足りなさ」の原因がある。

であるが、ここから、上記の独占価格の第二側面が看過されるのである。この限りでは、両説とも現実の独占価格の一側面のみを見る一面的なものである。しかし、インフレーションと独占的価格吊り上げを別の経済的形態規定と見ることによって、インフレーションに独自の蓄積様式を独占資本の蓄積に解消しないで解明しうる枠組みを持っているという点で、貨幣論的アプローチは科学的真理性を有しているのである。ここに述べた独占価格インフレーション論については、インフレの波及過程の基本法則を解明した上で、学説史的検討を独自に加えることにする。

21) 価値収奪が、いかなる意味で資本の内的限界の突破の契機たりえるのか、という点は本稿の課題ではない。それは、ここで明らかにされる法則と、再生産の具体的条件を与えた段階で問題にしうる。したがって、これも稿を改めて論ずることにする。

第三に、いわゆる「金融的流通」の側面における論点を別にすれば、インフレーション理論の通常²¹の構成は、冒頭に「紙幣減価法則」の記述があり、続いて紙幣減価の原因たる新規に造出された紙幣の供給ルートの研究が続く。実際の叙述の序列がこのようになっている必要はないが、減価法則と通貨供給ルート論に理論的関心が集中されることによって、国家の手から再生産過程へ造出紙幣の投入が行なわれて後、この紙幣が流通過程への浸透を完了するまでの間に、再生産過程を構成する各々の個別資本にいかなる効果を与えるのかといった問題は提起されなくなるのである。また、インフレ政策が「有効需要創出」の意味を持つとしても、他方の極に生ずるであろう購買力の一方的切り下げといかなる関係を有するのか、さらにまた、紙幣減価法則が媒介する一方的利得と一方的損失の関係は、資本主義の基本矛盾に対し、いかなる限界の中で運動可能な形態を与えるのか²²、こうした問題も提起されなくなるのである。

あ と が き

以上において、私は現代資本主義分析への展開を念頭にインフレーションの概念規定を行なった。そこで私が主に念頭に置いたことは、いわゆる「紙幣減価法則」が、インフレーションの概念規定にとっていかなる関係を持つのか、

22) この点で想起されるべきは、次の研究である。大内力「国家独占資本主義」東大出版会、昭和46年。同「国家独占資本主義・破綻の構造」御茶の水書房、昭和58年。氏は、宇野弘藏氏の方法論に則りつつ、国家独占資本主義について論じられる。氏の国独資論の一方の足場は、宇野氏の恐慌論にある。そこでは労賃騰貴による資本過剰の生成から恐慌が説明された。大内氏のもう一方の足場は、この恐慌論との論理整合性の見地から出される管理通貨・インフレーション論である。すなわち、インフレによって資本過剰の原因たる労賃騰貴を実質的に押さえ込もうというのである。だが紙幣減価法則が一方的利得と一方的損失を、したがって価値収奪を媒介する限り、労賃の実質的切り下げという特殊な一方的損失の形態だけを論じ、これに対応すべき一方的利得の形態について言及しないのは恣意的だと言わねばならない。氏はたしかに有効需要創出の側面について言及されているが、両者の関係を理論的に説明されてはいない。問題は、両者の関係を正しく相互的に解明すること、そして、それが資本主義の基本矛盾にいかにかかわるのか、さらに一方的損失が既存流通紙幣による購買者一般ではなく、なにゆえ、労働者の賃金の目減りという形で発現するのかを問う点にある。こうした点についても、続稿に譲ることにしてよう。大内国独資論において、価値収奪を合法的に把握しえなかった従来²¹のインフレーションの理論的研究の不十分さが現われている。

という点である。

本稿での一般的結論は次のとおりである。(1)紙幣減価とインフレーションとは、別の経済的形態規定である。後者は、前者に対し価値収奪の機能を与えることによって規定される。そして、この価値収奪は「新規に造出された紙幣の特定の主体に対する排他的供与」という条件を与えることによって発現するのである。(2)この価値収奪こそは、これがためにインフレ政策が発動されることの目的であり、紙幣減価法則は「価値収奪を媒介する法則」として、すなわち、手段としての定在を受けとるのである。(3)それゆえ、紙幣減価法則一般について語ることは、インフレーションの概念規定のための一般的前提を述べることである。このことは、インフレーションを研究する場合に、価格運動の追跡のみならず、インフレーションに固有の収奪機構の合法的把握を日指さねばならぬことを示している。

本稿ではインフレーションの概念規定を行なったが、これはインフレの最も基本的な性格を示していると同時に、まだ抽象的なものである。本稿「はじめに」で述べたように、ここで明らかになった法則は「インフレーションの波及過程」へと展開されねばならない。